

学生支援機構奨学生の皆さんへ
「奨学金継続願」の提出について

事前広報に注意し、スカラネット・パーソナル画面で振込金額等を確認したうえで、
スカラネット・パーソナルにより「奨学金継続願」を提出してください。

～全体の流れ～

「奨学金継続願」提出対象者

- 2023年10月現在、給付・貸与奨学生を受給中の者。

併給・併用貸与している者は現在受給しているすべての奨学生で「奨学金継続願」を提出する必要があります。

※以下の者も提出対象者に含まれますのでご注意ください。

(貸与奨学生・給付奨学生共通)

- ・学士・修士・博士(後期)・一貫制博士・専門職学位課程の最終学年ではあるが、過去に休学をし卒業期が延期しているため2023年度(2024年3月)満期でない者
- ・2024年4月1日以降に休学等奨学生を休止する予定の者
- ・2024年4月1日以降に転学・編入学が確定している者
- ・現在留学中あるいは留学予定者で奨学生を受けている者(ただし、留学奨学生継続願の提出者を除く。)

(給付奨学生)

- ・適格認定(家計)において支援区分の見直しの結果、「支援対象外」となった者
- ・国費による支援受給中で給付月額が0円となっている者
- ・受給中の他の奨学生の併給不可条件等で本人の都合により給付奨学生を停止している者

(貸与奨学生)

- ・給付奨学生で併給調整により第一種奨学生の振込が止まっている者(第一種奨学生に係る分)
- ・2024年4月以後、貸与奨学生を辞退したい場合や継続の意思がない者

※該当者は「奨学生振込みの継続の確認」の項目で、「奨学生の継続を希望しません」を選択してください。

(注)日本学術振興会特別研究員採用者は併給不可ですので、令和6年度日本学術振興会特別研究員に採用内定された方は、「奨学生の継続を希望しない」、あるいは京都大学ホームページ(ホーム>教育・学生支援>経済支援>さまざまな奨学生>日本学生支援機構(JASSO)奨学生)よりダウンロードし「異動願(届)【辞退】」を奨学掛に提出してください。
なお、補欠者は、「奨学生の継続を希望する」として、採用が決定次第「異動願(届)【辞退】」を奨学掛に提出してください。

異動願(届) <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon#idou>



スカラネット・パーソナル

スカラネット・パーソナルにより「奨学金継続願」を提出してください。「奨学金継続願」を提出しないと奨学生は給付奨学生は“停止”、貸与奨学生は“廃止”となります。

【スカラネット・パーソナル ログイン画面】<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>（新規で使用する場合は登録が必要です。登録は併用・併給していても各人1回です。）

登録に関する詳細は、日本学生支援機構奨学生「奨学金継続願」等の提出に先立つ「スカラネット・パーソナル」への登録について(<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/news/2023-12-06-1>)をご確認ください。

【入力期間】2023年12月15日(金)～2024年1月14日(日)【各日8時～25時】(厳守)
ただし、年末年始(12月29日～1月3日)は除く

※送信(提出)後の「受付番号」表示で、提出完了となります。

審査(適格認定)



提出された「奨学金継続願」の記入内容と学業成績等を総合的に審査し、奨学生継続の可否を判断します。

※「継続」以外の処置(廃止、停止、警告)者には、4月下旬(予定)に連絡をします。なお、停止の処置となっても貸与は卒業予定期までです。

※裏面の注意事項もよくお読みください。→

注意事項

■「奨学金継続願」提出対象外の者について■

- ・2023年度末(2024年3月)までに貸与・給付が終了する者(2024年3月満期者含む)
- ・採用決定月が2023年11月以降の採用者(2023年度秋季入学者・二次採用者)
- ・最終受領希望月を2024年3月以前とする貸与終了手続(辞退・退学・採用取消)を行った者
- ・休止中(現在、休学中等で奨学金の振込が休止されている者)、停止中^(注)の者

(注)給付奨学金について、適格認定(家計)において支援区分の見直しの結果「支援対象外」となった者、他の国費による支援受給中で給付月額が0円となっている者、他の奨学金併給不可等で本人の都合により停止している者は、いずれも「奨学金継続願」の提出は必要ですご注意ください。

- ・現在奨学金を受けているが、2024年3月1日以前に休学することが確定しており、2024年3月2日以降も休学する者(ただし、2024年1月12日までに「異動願(届)」を奨学掛事務室まで提出した者が対象となります。)

注意:2024年3月1日以前に復学する場合には奨学金継続願が必要となります。

例:奨学金継続願の提出が不要な場合 2024年1月1日休学(異動届:12月下旬提出) 2024年4月1日復学

- ・「留学奨学金継続願」※承認中または2024年4月以前を始期とする「留学奨学金継続願」を提出した者

※私費留学でかつ学籍上の身分が「休学」であり、3ヶ月以上留学する者が提出

■適切な貸与月額への指導について■

奨学生本人の収入金額と支出金額の収支差が大きい場合には、適切な奨学金貸与額への変更等の指導を行う場合があります。
収入・支出金額入力にあたっては十分注意してください。

なお、奨学金継続願提出時には、「貸与(給付)額通知」ボタンがあります。こちらで、2022年12月から2023年11月までの実際の振込履歴及び予定総額等の確認ができますので、貸与額見直し等に活用ください。

※「収入」の「日本学生支援機構の奨学金」欄に採用取消で返戻した奨学金の金額が含まれている場合は、「支出」の「その他」欄にその金額を含めてください。

■住所等に変更がある場合について■

「E-あなたの返還誓約書情報」欄に、連帯保証人・保証人の住所(住民票住所)・氏名等(人的保証の場合)、連絡先の住所・氏名等(機関保証の場合)が表示されています。これらに変更や訂正がある場合は、「奨学金継続願」提出後、京都大学ホームページより様式をダウンロードし、上記奨学金継続願入力期間内に学生課奨学掛に提出してください。

- ・連帯保証人・保証人について変更(人物、改姓等)したい場合 → 連帯保証人・保証人変更届
- ・連帯保証人等住所(住民票住所)を変更したい場合 → 住所変更届

京都大学ホームページ(ホーム>教育・学生支援>経済支援>さまざまな奨学金>日本学生支援機構(JASSO)奨学金)
<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon>

京都大学 日本学生支援機構

検索

■入力内容の訂正について■

入力した内容については、入力期間中はスカラネット・パーソナルから奨学生自身で確認及び訂正が可能となります。
提出済みの奨学金継続願のうち、「訂正可」の表示がある奨学生番号について、「奨学生番号」ボタンからの訂正できます。
ただし、入力期間後の1月15日以降に訂正を希望する場合には、下記問い合わせ先までご連絡ください。

■奨学金の継続を希望しない大学院生・第一種奨学金貸与者■

大学院生の第一種奨学生が「奨学金の継続を希望しない」を選択した場合、「特に優れた業績による返還免除」への申請は2023年度の申請のみが対象となり、次年度以降には申請できなくなりますので、申請手続き漏れがないように注意願います。

奨学掛より入力内容等について連絡することがありますので、以下に注意してください。

電話:応答できない場合は、必ず折り返しご連絡ください。留守番電話にメッセージが残っている場合は、その内容に従ってください。

メール:メール(一斉送信含む)を受信できるように設定してください。本人連絡先は主に KUMOI アドレス及び KULASIS 届出メール、奨学金届出情報によります。

【問い合わせ先】

教育推進・学生支援部 学生課奨学掛

TEL:075-753-2535

Mail:840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp